


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 高橋 謙 
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【報告義務発生日】	平成 18 年 1 月 18 日
【提出日】	平成 18 年 1 月 25 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1 名
【提出形態】	その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	森電機株式会社
会社コード	6993
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区高輪 2 丁目 15 番 8 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	オーバーオール インベストメント リミテッド (Overall Investments Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、コメンズ・チェンバース (Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年7月18日
代表者氏名	イン・ヤク・シム (Ying Yuk Sim)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	10,635,571	0	0
新株引受権証書(株)	A 0	—	G 0
新株予約権証券(株)	B 0	—	H 0
新株予約権付社債券(株)	C 0	—	I 0
対象有価証券カバードワラント	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計(株)	M 10,635,571	N 0	O 0

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	10,635,571株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年1月18日現在)	S	195,064,111株
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		5.45%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		7.64%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年1月18日	普通株券	793,000株	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	74,449
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	74,449

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

Overall Investments Limited (the "Company"), a Company duly incorporated in the British Virgin Islands having its Registered Office at Commece Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands appoints **Ken Takahashi, Attorney-at-law** of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise), Tokyo, Japan being a resident of Japan to be its true and lawful Representative to act for it in its name and on its behalf to do all or any of the following acts with full power of substitution:

1. To file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) Bulk Holding Report and its amendments regarding holding of more than 5% shares of Mori Denki Mfg. Co., Ltd. Stock.
2. To do all other acts, deeds and things whatsoever that may be necessary or appropriate in connection with the aforesaid purposes.

IN WITNESS WHEREOF the Company has hereunto executed this document as a deed this 9th day of September, 2005.

Overall Investments Limited

By: Ying Yuk Sjm
Ying Yuk Sjm
Director

委 任 状

英領バージン諸島に設立され、その登記上の事務所を英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、コメンス・チェンバースに有するオーバーオール インベストメント リミテッド（以下「当社」という）はここに、日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の弁護士である高橋 謙を、復代理人の任命権を含む下記事項の一切を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948年法律第25号、改正済み）に基づき、当社による森電機株式会社株式の5%超の保有に関する大量保有報告書及び変更報告書を日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記の目的に関連して必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は本委任状に署名を行った。

2005年9月9日

オーバーオール インベストメント リミテッド

（署 名）

イン・ヤク・シム
取締役

以上、正訳しました。

弁護士 高 橋

